

さいたま市消防団充実強化計画 【改定版】

令和4年4月

さいたま市消防局

目次

第1章 総則	1
第1 充実強化計画策定の背景	1
第2 充実強化に向けての方向性	2
第3 充実強化計画の策定項目（骨子）	3
第4 計画の見直し等	3
第2章 消防団組織及び体制の強化	4
第1 計画の概要	4
第2 計画の体系	4
第1節 消防団消防力の強化	4
第1 分団配置の均衡化	4
第2 1分団当たりの必要人数等	10
第2節 地域に密着した組織体制整備	11
第1 団本部機能の強化	11
第2 広報指導分団の活動促進	12
第3章 消防団活動能力の向上	14
第1 計画の概要	14
第2 計画の体系	14
第1節 活動に即した施設の整備	15
第1 消防団施設に求められる機能等	15
第2 施設整備の基本的な方向性	15
第3 整備計画	16
第4 公共施設マネジメント計画との整合等について	18
第2節 活動に即した車両の配備	18

第 1	消防団に求められる活動の整理	1 8
第 2	消防団の災害対応を踏まえた配備車種等について	1 9
第 3	今後の車両配備等の方向性等について	2 0
第 3 節	教育訓練の充実強化	2 1
第 1	教育訓練体系	2 1
第 2	教育訓練実施について	2 1
第 3	内部機関研修について	2 2
第 4	外部機関研修について	2 2
第 4 節	地域との連携強化	2 3
第 1	消防団に対する市民等の認識と理解の把握について	2 3
第 2	地域との連携強化を図るための現状での取組	2 4
第 3	地域との連携強化を図るための方策（方向性）	2 4
第 4 章	消防団員の確保	2 6
第 1	計画の概要	2 6
第 2	計画の体系	2 6
第 1 節	消防団に参加しやすい環境の確保	2 6
第 1	概要	2 6
第 2	消防団員確保の課題	2 6
第 3	方策等について	2 7
第 2 節	処遇改善・広報活動等	3 0
第 1	処遇改善について	3 0
第 2	広報活動等について	3 0
第 5 章	推進計画	3 1
資料	改定について	3 2

第 1 章 総則

第 1 充実強化計画策定の背景

1 さいたま市消防団の現状

- (1) 本市の消防団は、1 消防団 6 3 分団（平成 2 5 年 3 月 1 日現在）で構成され、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動はもとより、近年の社会環境の変化に伴う複雑多様化した災害の防御活動への対応など、地域防災の中核として重要な役割を果たしている。
- (2) 平常時においても、地域住民への防火指導・応急手当指導、巡回広報、特別警戒等、地域に密着した活動を展開しており、平成 2 0 年 7 月からは住宅用火災警報器取付けサポート制度に参加するなど、地域における消防・防災力の向上を担い、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

しかしながら、全国的には消防団員が毎年減少していく傾向にあり、本市においては、被雇用者である消防団員の増加といった社会環境の変化による地域防災力の低下が懸念されている。

2 消防団のあり方検討委員会の設置

- (1) 地震等大規模災害の発生が危惧されている中、地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠となっている。
- (2) 「さいたま市消防力整備計画」を策定するうえで必要となる検討事項の一つとして、消防団の充実強化が位置付けられている。
- (3) 消防団が直面している諸課題を整理し、今後のあり方・役割を見出していくための検討機関として「さいたま市消防団のあり方検討委員会」を平成 2 3 年 6 月 1 4 日付で設置した。

3 消防団充実強化の必要性

- (1) 消防力の整備指針で示す常備消防力は、火災等の通常災害に対応するために必要な消防力であることから、地震等の大規模災害に対応するために必要な消防力を確保するため、消防団の充実強化が必要となっている。
- (2) 通常災害においても、常備消防は動態管理により市内全域への出動となるが、消防団は基本的に当該地区が出動区域であるため、常備消防出動後の補完消防力としての運用を図ることができる。
- (3) 地域の実情に精通した消防団は、常備消防には無い特性である地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面で優れた組織であり、大規模災害発生時の対応や身近な災害への取組み等、地域の安心・安全の確保のうえで、不可欠な組織となっている。

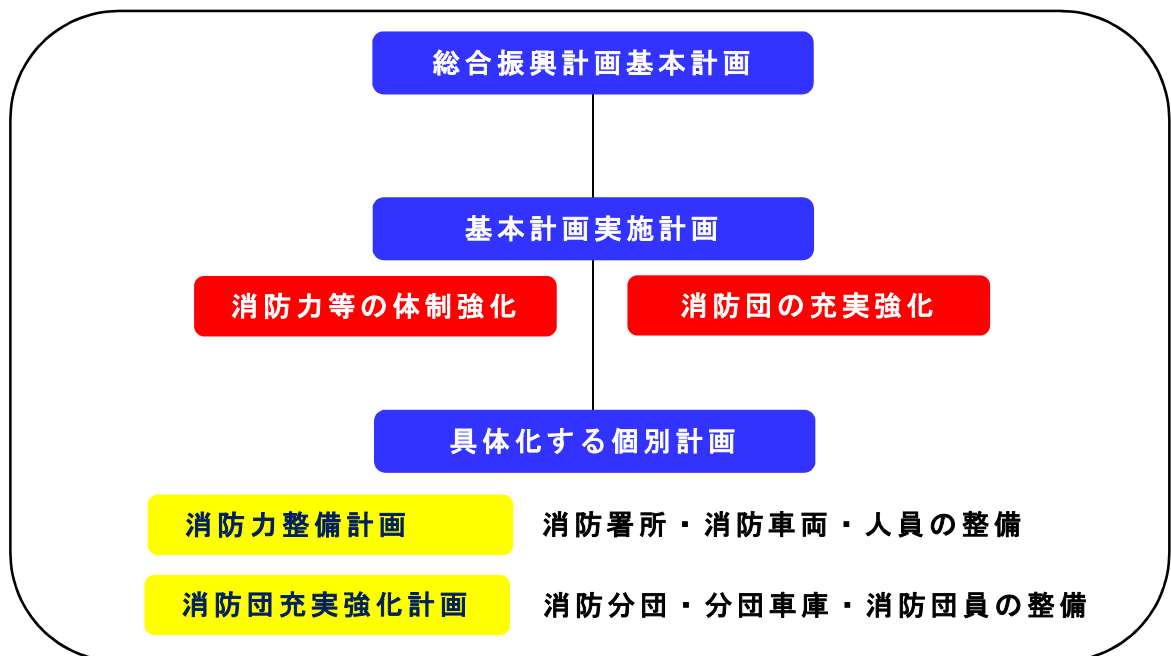
4 消防団充実強化計画の策定

総合振興計画（希望のまちプラン）実施計画事業の「消防力整備事業」の中に

「消防団の充実強化に係る事業の推進」を位置付けており、あり方検討委員会からの答申（報告）を踏まえた組織体制の強化や活動能力の向上を図るために必要な事業を推進していく具体的指標として、平成25年3月に「消防団充実強化計画」を策定した。

第2 充実強化に向けての方向性

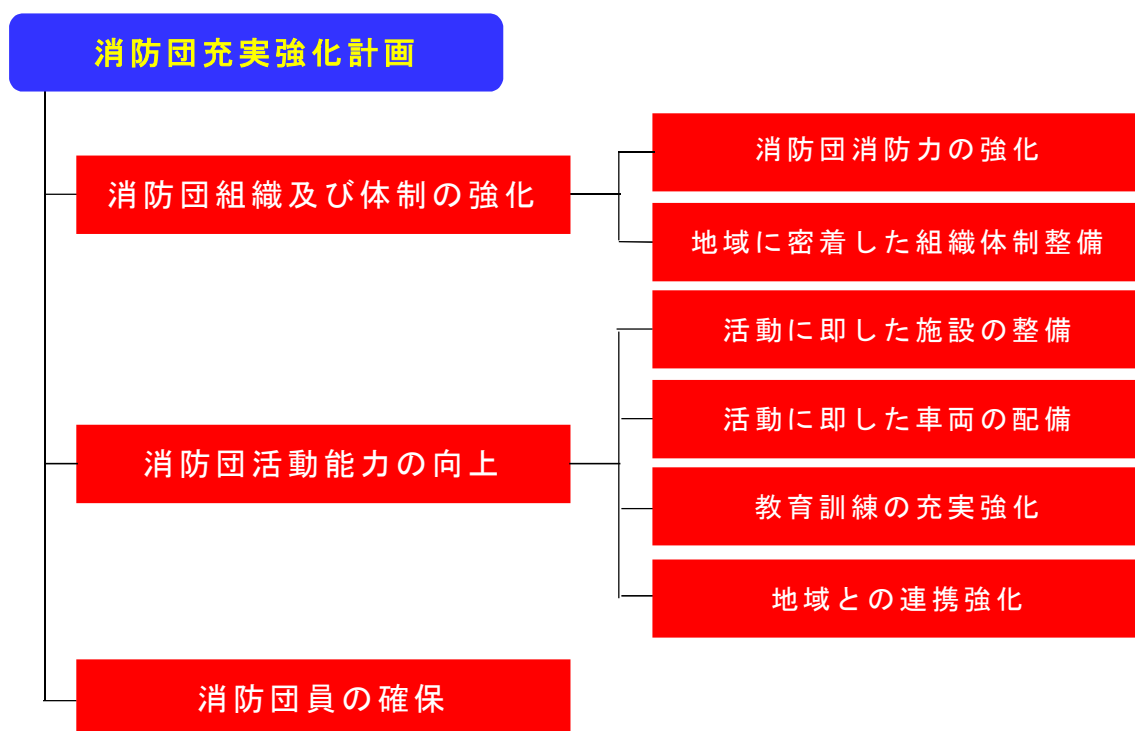
- (1) 総合振興計画（2030 さいたま輝く未来と希望のまちプラン）実施計画事業においても「消防団の充実強化」を掲げていることから、地域防災の中核として将来にわたり欠くことのできない消防団の充実強化に引き続き取り組んでいくこととする。



- (2) 地域防災の中核として、重要な役割を果たす消防団について、その特性となる「地域密着性」、「要員動員力」、「即時対応力」を実現させるための組織体制の見直しや行政区の規模に応じた消防団消防力の確保に向けて、地域住民と消防団と調整を図りながら充実強化していくものとする。

- * 地域密着性： 消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が消防団員となっているので、地域とのつながりが深く、各種事情について豊富な知識を有している。
- * 要員動員力： 消防団員は、全国で約80万人と消防職員の約5倍の人員を有し、特に大規模災害時には、その動員力によって効果的な災害防御に当たることができる。
- * 即時対応力： 消防団員は、定例的に教育訓練を受けており、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

第3 充実強化計画の策定項目（骨子）



第4 計画の見直し等

本計画は、人口及び道路状況等の各種データを分析したうえで、策定していることから、常備消防と同様に概ね5年ごとに当該データを検証し、必要に応じて修正等を行うものとする。

なお、社会状況の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画を適切に見直すこととする。

第 2 章 消防団組織及び体制の強化

第 1 計画の概要

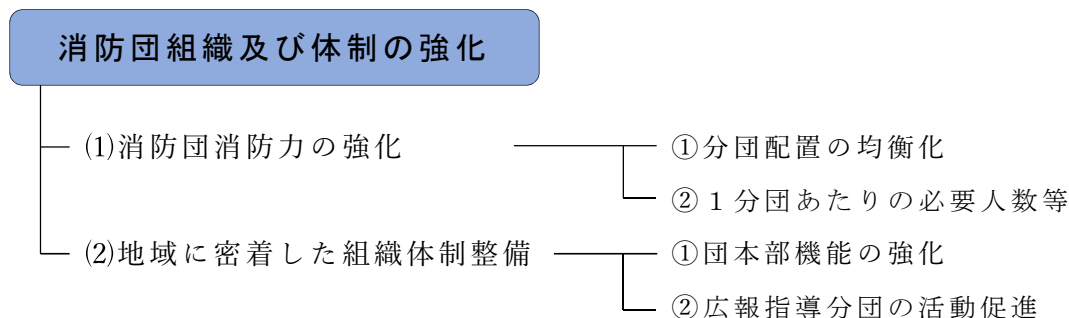
1 消防団消防力の強化

行政区ごとの分団数及び消防団員数に大きな違いが見られるとともに、分団が担当する行政区内の人口及び面積が不均衡となっているため、これを是正し、常備消防と一体となった消防力全般の底上げと強化を図る。

2 地域に密着した組織体制整備

消防団活動の中核となる団本部機能を強化するため、消防副団長の増強や広報指導分団の活動を促進し、合理的な運用を図る。

第 2 計画の体系



第 1 節 消防団消防力の強化

第 1 分団配置の均衡化

1 1分団当たりの標準的な担当面積等の算定

(1) 標準的な担当面積

消防団不足地域又は過大地域抽出の判断材料とするため、「消防力の整備指針」（平成31年3月消防庁告示第4号。以下「整備指針」という。）における消防署所担当面積の算定方法を参考にしながら、1分団当たりの標準的な担当面積等を算定することとした。

当該算定により、1分団当たりの標準的な担当面積は4km²となった。

(2) 補正の実施

標準的な担当面積については、市内全域を同一条件にて捉えたものであり、行政区ごとに人口密集度や市街地の割合等の状況が異なることから、標準的な担当面積を基準として更に次の補正を加えることとした。

ア 人口密度

一般的に人口密度が高ければ建築物等が密集し交通量や通行人数が多いため、車両の走行速度に影響を及ぼすと考えられる。

イ 市街地の割合

一般的に市街地の割合が高ければ建築物等が密集し交通量や通行人数が多いため、車両の走行速度に影響を及ぼすと考えられる。

ウ 昼夜間人口比率

消防団員のサラリーマン化の進展により、昼間に災害が発生した場合、昼夜間人口比率の高い地域では出場に影響を及ぼすと考えられる。

(3) 補正後の1分団当たりの担当面積（行政区単位）

行政区	担当面積 (km ²)	行政区	担当面積 (km ²)
西 区	5.8	桜 区	3.1
北 区	2.6	浦和区	1.3
大宮区	1.7	南 区	2.2
見沼区	3.6	緑 区	3.6
中央区	1.3	岩槻区	4.9

2 消防団消防力不足地域及び過大地域の抽出について

(1) 計算上の行政区ごとの配置分団数

行政区の面積から補正後の担当面積を差し、計算上の配置分団数を求めたところ次表のとおりとなった。（現行63分団→68分団）

行政区	面積 (km ²) (A)	担当面積 (B)	配置分団数 (B)/(A)	現行分団数	比較増減	不足又は過大地域
西 区	29.14	5.8	5	4	1	不足地域
北 区	16.91	2.6	6	3	3	不足地域
大宮区	12.75	1.7	7	7	0	
見沼区	30.64	3.6	8	4	4	不足地域
中央区	8.39	1.3	6	6	0	
桜 区	18.59	3.1	5	5	0	
浦和区	11.51	1.3	8	8	0	
南 区	13.89	2.2	6	7	▲1	過大地域
緑 区	26.51	3.6	7	8	▲1	過大地域
岩槻区	49.18	4.9	10	11	▲1	過大地域
合計	217.51		68	63	5	

(2) 不足地域及び過大地域の抽出について

ア 不足地域

西区（4分団→5分団）／北区（3分団→6分団）／見沼区（4分団→8分団）

イ 過大地域

南区（7分団→6分団）／緑区（8分団→7分団）／岩槻区（11分団→10分団）

(3) 不足地域及び過大地域を対象とした再補正の実施について

ア 共通事項

- (ア) 地震等の大規模災害の発生が危惧されている中で、消防団消防力の充実強化が不可欠となっている。
- (イ) 消防団の特性である「地域密着性」を考慮すると、行政区（地域）単位で消防団消防力の充実強化を図っていく必要がある。
- (ウ) 各分団は、旧市の市制施行前の村等を単位として設置されており、地域住民の厚い信頼を得ている。
- (エ) 分団の統廃合等は市域全体から見れば変わらないが、各地域単位で見た場合低下してしまうこととなる。

イ 不足地域の再補正

- (ア) 北区：大宮区との境界線付近に北部分団及び大成分団（大宮ブロック）が近接していること、及び、見沼区との境界線付近に大砂土東分団（見沼ブロック）が近接していることから、増強分団3分団を2分団とする。（現行3分団から5分団に増強する。）
- (イ) 見沼区：消防力整備計画により、片柳地区に見沼消防署が新設されたことから、増強分団4分団を2分団とする。（現行4分団から6分団に増強する。）

ウ 過大地域の再補正

対象行政区の地域特性等を見た場合、統廃合することによって消防団消防力の低下を招くことが考えられる。

- (ア) 南区：各行政区の中で人口密度が最も高い区であり、現行7分団の担当面積や担当人口のバランスも比較的均衡がとれている。
- (イ) 緑区：区のほぼ中央に見沼田んぼ（芝川・見沼代用水東、西縁）があり、地震等大規模災害の場合、活動が分断されてしまうことから、相応の消防団消防力を確保しておく必要がある。
- (ウ) 岩槻区：区のほぼ中央に元荒川があり、緑区と同様に地震等大規模災害の場合、活動が分断されてしまうことから、相応の消防団消防力を確保しておく必要がある。

※ 以上のことから、南区、緑区及び岩槻区ともに現行の消防団消防力を維持することとした。

ただし、消防団員の確保の状況により、将来的に消防分団の一体的運用による組織の効率化について検討することとする。

エ 再補正後の分団数（65分団→68分団【3分団増強】）

行政区	現行	再補正	増減	行政区	現行	再補正	増減
西区	4	5	1	桜区	5	5	0
北区	3	5	2	浦和区	8	8	0
大宮区	7	7	0	南区	7	7	0
見沼区	6	6	0	緑区	8	8	0
中央区	6	6	0	岩槻区	11	11	0

3 増強分団配置区域の調整について

(1) 増強分団配置区域の基本的な考え方

消防団員確保（不足）の現状を踏まえると、分団車庫等を建設して直ぐに新設分団配置とはならないことが考えられるので、現分団の車庫等の配置を踏まえながら、基本的には受持区域を分割し、当該分割した区域に新しい車庫等を配置していくことが望ましい。

(2) 増強分団配置区域について

増強分団配置区域については、地域との調整を図るとともに、当該地域の意向を十分に尊重したうえで決定していくものとする。

なお、地域割等のたたき台となる素案を次のとおり示しながら、地域との調整を図っていくものとする。

ア 西区《素案》

西区は、2分団増強としていたが、平成28年4月に馬宮分団を分割し、馬宮西分団を増強したことにより、残り1分団の増強とする。なお、現行4分団各々の担当面積を考慮し、「指扇分団」を分割していくことが望ましい。

指扇分団《素案》

- ① 現受持区域の中学校区の状況は、大字内野本郷及び宮前町が「宮前中学校」、それ以外の町丁目が「指扇中学校」となっていることから、当該中学校区を基準として、宮前中学校の通学区を「新指扇分団」の受持区域、指扇中学校の通学区を「現指扇分団」の受持区域として分割していくものとする。
- ② 政令指定都市移行前の三橋分団（大宮区）の受持区域であった三橋5丁目及び三橋6丁目が行政区割により西区となっており、現在は植水分団の受持区域となっている。当該「三橋5丁目」及び「三橋6丁目」は、宮前町の南側に隣接しているとともに、指扇分団受持区域に食込んでいることから、「新指扇分団」の受持区域に編入していくものとする。
- ③ これらのことから、「新指扇分団」の車庫等配置場所は、大字内野本郷、大字清河寺、宮前町、大字西新井、三橋5丁目及び三橋6丁目の区域内に設置していくものとする。

現行			再編		
分団	面積 (km ²)	人口 (人)	分団	面積 (km ²)	人口 (人)
指扇分団	11.76	49,347	現指扇分団	8.44	38,548
			新指扇分団	5.51	23,977
合計	11.76	49,347	合計	13.95	62,525

※ 面積及び人口合計の増加は、三橋5丁目・6丁目の編入によるもの。

イ 北区《素案》

北区は2分団増強となるので、地区自治会連合会単位で分団車庫を設置することを基本とし、宮原分団の受持区域は面積・人口を考慮し分割していくことが望ましい。

(ア) 植竹地区分団《素案》

- ① 日進分団の受持区域は、日進地区自治会連合会の区域及び植竹地区自治会連合会の区域から構成されているため、日進地区自治会連合会の区域を「現日進分団」の受持区域、植竹地区自治会連合会の区域を「植竹地区分団」の受持区域として分割していくものとする。
- ② 大砂土分団の受持区域は、大砂土地区自治会連合会の区域及び植竹地区自治会連合会の区域から構成されているため、大砂土地区自治会連合会の区域を「現大砂土分団」の受持区域、植竹地区自治会連合会の区域を「植竹地区分団」の受持区域として分割していくものとする。
- ③ 「植竹地区分団」の車庫等配置場所は、植竹町1・2丁目、盆栽町の区域内に設置していくものとする。

現行			再編		
分団	面積 (km ²)	人口 (人)	分団	面積 (km ²)	人口 (人)
日進分団	4.88	53,077	現日進分団	4.05	42,831
			植竹地区分団	1.88	20,461
大砂土分団	4.96	37,980	現大砂土分団	3.92	27,765
合計	9.84	91,057	合計	9.85	91,057

(イ) 宮原分団《素案》

- ① 宮原分団の受持区域は南北に細くなっていることから、概ね北半分の奈良町、別所町及び吉野町1・2丁目を「新宮原分団」の受持区域、南半分の宮原町1・2・3・4丁目を「現宮原分団」の受持区域として分割していくものとする。
- ② 「新宮原分団」の車庫等配置場所は、奈良町、別所町及び吉野町1・2丁目の区域内に設置していくものとする。

現行			再編		
分団	面積 (km ²)	人口 (人)	分団	面積 (km ²)	人口 (人)
宮原分団	7.03	57,943	現宮原分団	2.57	31,195
			新宮原分団	4.46	26,748
合計	7.03	57,943	合計	7.03	57,943

4 自主防災組織及び自警消防団を踏まえた分団配置の方向性について

自主防災組織及び自警消防団については、地域住民の自主的な組織であり、その是非や消防団への編入等について行政側が判断又は計画すべきことではないと考えられるが、自警消防団については、増強していく分団と同一地域内に存在しており、各々の分団とも密接的な関わりを持っていることから、地域住民と調整を図りながら要員等の確保に努めていくものとする。

自警消防団配置状況（R3.4.1現在）

【西区】（6）

指扇南部1・2・3分団、指扇東部1・2・3分団

【北区】（11）

日進1丁目、日進3丁目、宮原町1丁目、宮原自警消防団第4分団、鈴木自治会消防部、宮原第6分団別所町、奈良町、神山、土呂町、本郷、今羽町

【大宮】（2）

天沼、三橋4丁目

【見沼区】（9）

片柳、染谷、東中野、中川、蓮沼、大谷、宮ヶ谷塔、深作、堀崎

【桜】（1）

五関

【緑】（1）

間宮北原



5 分団増強に伴う消防団員確保の方向性

分団増強に伴う公募の実施、女性消防団員の入団促進や広報活動を拡充していくことを始めとして、自警消防団員の活用及び自警消防団からの要望に基づく消防団への移行等についても、それぞれの地元への説明並びに調整を図りながら考慮していく。

6 増強分団の運用

消防団員確保（不足）等の現状から、車庫等を配置しても、すぐに新設分団に移行することは困難と見込まれるため段階的に移行していくものとする。

第2 1分団当たりの必要人数等

1 概要

分団の増強に見合った消防団員数について、今後の消防団員確保の動向を十分に踏まえる必要があることから、現段階では、その基礎となる1分団当たりの必要人員等の考え方を整理しておくものとする。

2 1分団当たりの必要人員等

(1) 火災等の通常災害活動に必要な人員

通常の火災に対応するために必要な消防団員数については、消防ポンプ自動車の操作に必要な人員(消防ポンプ自動車1台につき5人)の3倍の人員が必要となる。

※ 本市における災害発生時の消防団員の災害現場への実際の参集率は、3分の1(約30%)となっている。

*** 消防ポンプ自動車1台につき5人×3(実際の参集率)**

= 15人【活動に必要な人員】

(2) 大規模災害活動に必要な人員

震災等の大規模災害発生時は、消防団災害活動マニュアルに基づき、分団ごとに車両隊及び徒歩隊を編成することとされている。(分団ごとにチーム編成)

* 車両隊：消防署隊と連携し、消火・救助活動を実施する。

* 徒歩隊：徒歩圏内に発生した災害に対処する。(折りたたみリヤカーに資機材積載)

隊種別	資機材等	人員	災害対応
車両隊	ポンプ車等【救助資機材積載】	5名	消火・救助
徒歩隊	折りたたみリヤカー【小型ポンプ等積載】	4名	消火
徒歩隊	折りたたみリヤカー【救助資機材積載】	4名	救助
徒歩隊	折りたたみリヤカー【救助資機材積載】	4名	救助
合計		17名	

*** 17人(活動に必要な人員) + 2人(消防分団長・消防副分団長)**

+ 1人(ブロック隊本部との連絡要員) = 20人

※ 1分団当たりの必要人員は、大規模災害活動に必要な人員である「20人」とする。

3 消防団員数の増強

分団増強を踏まえながら消防団員を確保していくものとし、消防団員の定員については、1,432名とする。

なお、今後は、必要に応じて定数条例等を検討するものとする。

第2節 地域に密着した組織体制整備

第1 団本部機能の強化

1 行政区ごとの消防副団長配置について

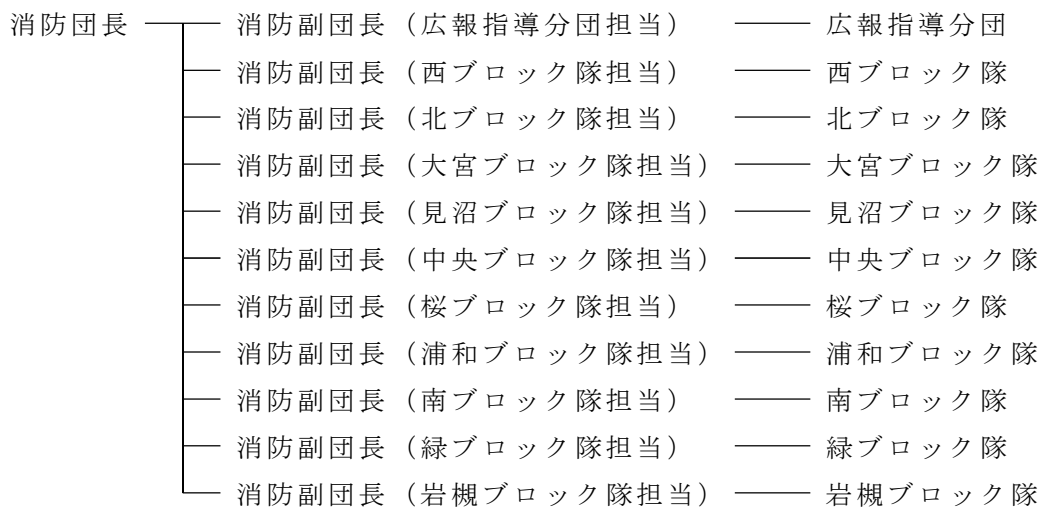
団本部機能の強化を図るとともに、地域に密着した組織体制整備の第1段階として「行政区ごとに消防副団長を配置（増強）」し、組織体制の合理的な運用を図るとともに、最も基礎的な重要課題となっている消防団員確保対策に発展性を見出していくものとする。

2 組織体制と災害時の運用について

消防副団長の増強に伴い、組織体制及び当該組織体制に付随した通常災害時及び大規模災害時の運用は次のとおりとする。

(1) 組織体制

団本部に消防団長1名、消防副団長11名を配置し、消防副団長は、広報指導分団及び各ブロック隊担当として明確に位置付ける。



(2) 通常災害時の運用

消防副団長が出場した場合は、現場指揮本部において大隊長と連携し、出場分団全ての指揮統制を行う。

(3) 大規模災害時の運用

団本部に消防団長及び広報指導分団担当消防副団長、ブロック隊本部に担当の消防副団長を配置する。

消防団長は、消防局と緊密な連携を保ち指揮統括を行う。

また、各ブロック隊を担当する消防副団長は、消防署と緊密な連携を保ち、ブロック隊の指揮統制を行う。

なお、消防分団長は、自己分団の指揮に専念する。

3 ブロック隊本部員制度の導入について

消防業務に従事することによって蓄積された消防職団員OBの経験、知見を活用することにより、大規模災害時に設置するブロック隊本部の運営能力の向上を図るため、各ブロック隊にブロック隊本部員を配置する。

ブロック隊本部員の任務は、大規模災害等のブロック隊本部の運営支援、大規模災害等を想定した訓練参加、ブロック内の訓練時における支援・安全管理、通常災害における支援等とする。

第2 広報指導分団の活動促進

1 広報指導分団の概要及び活動促進の方向性

広報指導分団は、消防団の活性化と消防力の強化を図るとともに、あらゆる分野において男女が共同して参画するという基本理念のもと、地域社会における女性の力を消防団組織の中で活かし、地域住民の安全確保を目的として、平成16年10月1日に創設されている。

広報指導分団の活動内容は、火災予防広報、初期消火・避難誘導等の技術指導及び応急手当の普及啓発となっており、広報指導分団以外の分団が災害防御活動全般を担当しているのに対して、広報指導分団は、災害防御活動以外の活動を主体としている。

広報指導分団の活動促進について検討するに当たり、従来の活動に消防団員の確保に関する広報活動、参集するブロックの研修・訓練等への参加など、現在の広報活動に関する任務を拡充するとともに、大規模災害への対応力を強化するため、各ブロック隊との積極的な連携を図ることとする。

2 現状の任務及び実態

任務内容		実態等（実際の活動内容）
平常	火災予防広報	火災予防運動週間中の駅頭広報
	初期消火、避難誘導等の技術指導	防災訓練における初期消火指導
	応急手当の普及啓発	定期応急手当救命講習における指導
災害	情報収集、避難誘導、応急救護	実態なし
	消防隊の支援活動	実態なし

3 活動促進内容

平常時及び災害時の両面で従来の活動を拡充していく。平常時における広報活動を強化するとともに、大規模災害時の任務は、居住地を管轄する署等に参集し、応急手当等の活動に従事することを踏まえ、平常時において各ブロック隊との連携を強化する。

(1) 救命講習指導の拡充

現状	<ul style="list-style-type: none"> ■市が主催している定期講習に補助として対応しているほか、イベント時の応急手当ブースでの指導を担っている。 ■定期講習は、上級救命講習（8時間）及び普通救命講習（3時間）となっている。 ■上級救命講習は午前（3～4時間）又は午後（4時間）のみ、普通救命講習は全時間対応。 ■各講習ともに広報指導分団2名が対応している。 *職員（再任用含む）+広報指導分団2名（補助）
拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■定期講習指導について、広報指導分団が主体となって対応できる体制を確立していく。 ■上級救命講習についても全時間対応できる体制を確立する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■応急手当講習の市民ニーズの高まりにより講習回数の増加が考えられることから、消防団員の増強等が必要となる。 ■資器材の搬入等を広報指導分団では実施できないため、職員等の支援が必要となってくる。 ■救命講習指導を充実強化していくことから効率的な運用を図っていく必要がある。 ■再任用職員とのバランスを十分に考慮する必要がある。

(2) 広報活動の拡充

現状	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動は火災予防運動期間中の駅頭広報を中心とした火災予防広報を実施している。
任務	<ul style="list-style-type: none"> ■当市においても消防団員の確保は課題となっていることから、消防団に対する認知及び消防団活動に対する理解の向上を図りつつ、消防団員の募集に関する広報活動を多角的に実施していく。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■消防団員の確保に関する広報活動の実施方法について検討していく必要がある。

(3) 大規模災害時の任務

現状	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の任務として、情報収集、避難誘導、応急救護、消防隊の支援活動となっているが、実態として災害時の活動は発生していない。
任務	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模災害発生時は、原則として居住地を管轄する署に参集し、ブロック隊本部長の指揮のもと、救命講習指導の特性を活かした応急手当、初期消火・避難誘導指導の特性を活かした情報収集・避難誘導等の活動に従事する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■行政区ごとに最低でも3名程度の消防団員を確保していく必要がある。

(4) 各ブロック隊との連携強化

現状	<ul style="list-style-type: none"> ■実態なし
任務	<ul style="list-style-type: none"> ■各ブロックにおける研修、特別警戒、広報活動、会議等に参加し、平常時において各ブロックと参集する広報指導分団との連携を強化する。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■各ブロックごとに最低でも3名程度の消防団員を確保していく必要がある。

第3章 消防団活動能力の向上

第1 計画の概要

1 活動に即した施設の整備

分団施設のスペックや機能を明確化するとともに、建替を含めた分団施設のあり方についての方針や計画を策定していく。

2 活動に即した車両の配備

消防団が行っている災害対応及び地域特性を踏まえたうえで、今後の配備車両についての方針や計画を策定していく。

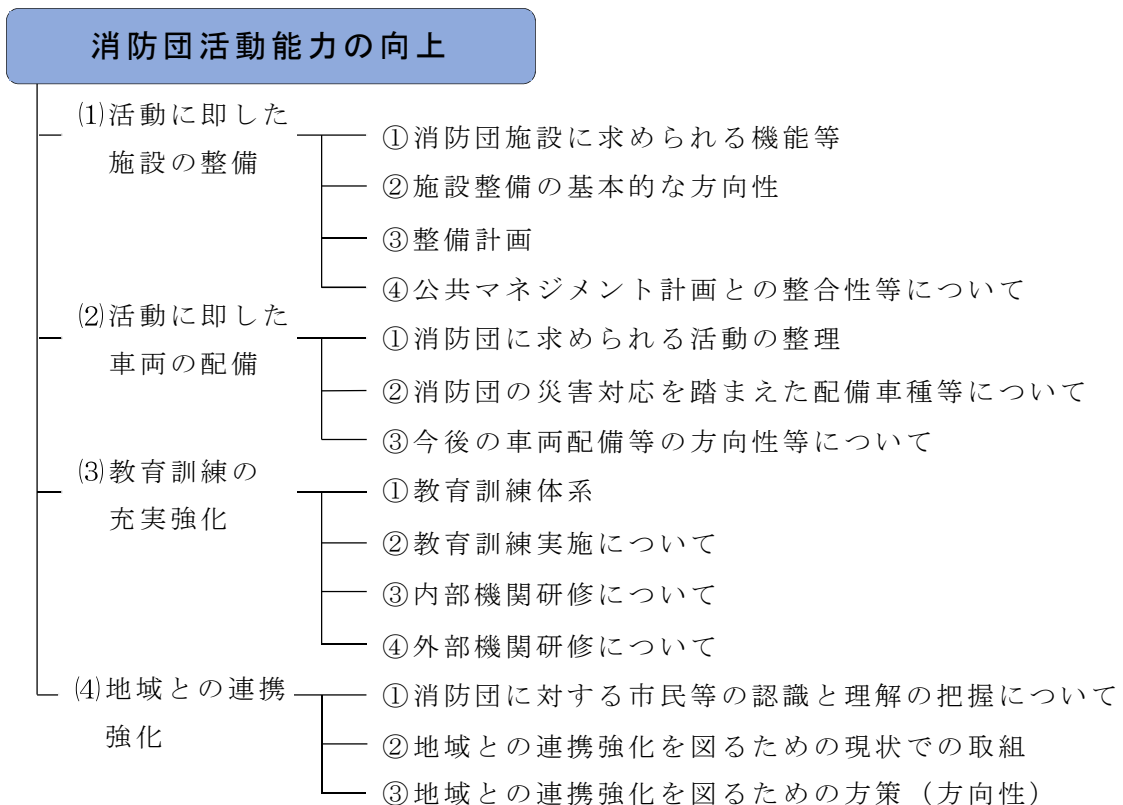
3 教育訓練の充実強化

消防団員の教育訓練の現状及び課題を整理し、教育訓練体系等の再編を図ったことから今後は計画に沿って着実に進めていく。

4 地域との連携強化

消防団の認知度を向上させるとともに、活動を促進していくためには、地域の理解やバックアップが不可欠となるため、地域と消防団がどのように関わっていくべきかを主眼として、地域との連携強化を図るための方向性を見出していく。

第2 計画の体系



第 1 節 活動に即した施設の整備

第 1 消防団施設に求められる機能等

1 消防団施設の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、従来からの任務である消火活動をはじめ、防火指導、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した幅広い活動を展開している。

特に、地震等の大規模災害時には、消防団の特性を活かしながら、効果的な災害活動を行うことが期待されていることから、消防団施設は、これらの活動を行うための拠点としての機能を果たすことが必要となってくる。

2 既存施設の現状と課題

既存 65 施設の中には、老朽化や機能（詰所・トイレ等）の不備が著しい施設があることから、災害活動拠点としての機能を果たすために、全ての施設が一定の水準を確保できるよう計画的に改修又は更新していく必要がある。

3 施設機能の必要性及び今後の方向性

機能	必要性及び今後の方向性
詰所 (会議室)	分団の会議、研修、災害時の待機をするため必要なスペース。特に風水害や震災の際の活動拠点として必要不可欠。ただし、公共施設と併設した場合、当該施設の会議室等を詰所として活用することは可能と思われる。
湯沸室	震災時等の活動拠点（補給等の実施）として必要不可欠。（公共施設併用可能）
便所	生理現象に対処するため必要不可欠。女性消防団員の増加が見込まれることから、今後の施設整備の中で配慮する。
車庫	消防車両の収容場所として必要不可欠。
資機材庫	震災対策用資機材等の収容場所として必要不可欠。

第 2 施設整備の基本的な方向性

1 分団施設の基本的な機能等

分団施設が備えるべき機能は、詰所（会議室）、湯沸室、便所、車庫及び資機材庫とする。ただし、公共施設と併設した場合、詰所（会議室）、湯沸室及び便所については、原則として当該併用公共施設の保有する機能を活用していく。

※ 施設の規模等については、原則として「さいたま市消防庁舎等の基準（消防団施設編。平成 23 年 9 月 16 日消防局長決裁）」によるものとする。

【消防庁舎等の基準（消防団施設編）の概要】

《施設概要》

- ・ 敷地面積は、100㎡以上を基本とする。
- ・ 規模については、延床面積100㎡を基本とし、その地域の実情に合わせて協議する。
- ・ 構造は、鉄骨造とする。

《各諸室及び所要スペース》

室名	面積	所要機能等
詰所(会議室)	38㎡	分団の会議、研修、災害時の待機及び休憩場所として使用するスペース
湯沸室	6㎡	給湯スペース
便所	6㎡	2箇所(男・女)を設ける。
車庫	37㎡	消防ポンプ車の駐車スペース
資機材倉庫	9㎡	車両装備品、各種資機材を保管するスペース

2 公共施設との複合化について

第2章「消防団組織及び体制の強化」、第1節「消防団消防力の強化」で計画している増強分団の施設や既存施設の移転建替等について、条件が整えば公共施設との複合化を検討していく。

3 既存施設の建替及び補強等について

平成22年度及び23年度において、23施設の耐震診断を実施しており、その結果及び費用対効果を踏まえ補強・改修、必要に応じて建替等を計画的に実施していく。

また、耐震診断以外の施設であっても、施設の老朽度や機能の不備等を十分に考慮していく。

4 借地等の取扱い

借地又は敷地面積が狭隘(概ね100㎡未満)となっている施設については、現用地の実態を勘案するとともに、用地確保に係る費用及び用地確保の実現性を考慮しながら、移転用地の確保に努めていく。

第3 整備計画

第2「施設整備の基本的な方向性」を踏まえ、整備計画を策定する。

1 増強分団施設

建設用地を含めた地元との調整を行い、3施設増強する。

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度以降
各種調整	地元との調整	地元との調整	地元との調整	地元との調整	
実施設計	2施設	2施設	2施設	2施設	積み残し補完
建設工事	2施設	2施設	2施設	2施設	積み残し補完

2 既存分団施設

(1) 整備計画期間

8年間（R4～R11）

(2) 改修対象施設

12施設

(3) 改修内容

建替12施設

※年間建替施設数2施設

(4) 改修等の優先順位及び対象分団

建築経過年数	施設数	改修数		
		詰所無	耐震必要	
10年未満	15			
10年以上20年未満	3			
20年以上30年未満	11			
30年以上35年未満	5			
35年以上40年未満	15	6	6	
40年以上	16	6	5	4
合計	65	12	11	4

順位	種別	時期	施設数	対象施設（対象分団）
1	建替	R4～ R7	4	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断実施施設（補強必要）のうち、詰所が無い施設 耐震診断実施施設（補強必要）のうち、詰所を有しているが補強により車庫に影響を及ぼす施設 補強に要する費用が高額となっている施設 <p>土合第1・土合第2・谷田第2・和土</p>
2	建替	R4～ R11	8	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断実施施設（補強不要）及び耐震診断実施以外で詰所が無い施設 <p>土合第3・岸・木崎・大谷場・六辻第1・六辻第2・西浦和・三室第2</p>

第4 公共施設マネジメント計画との整合等について

公共施設マネジメント計画においては、施設の効率的な整備が不可欠となることから、今後個別の施設の整備の際、建物の簡略化や他施設との複合化も含めた効率的な整備の検討を進めていくものとする。

また、分団の新規増強の動向を踏まえながら、新規と既存施設の整備に当たっては、各年度の平準化を前提とした調整を行っていくものとする。

なお、公共施設マネジメント計画では、消防団施設は事後保全することとしていることから、建物不具合による改修等が必要となった場合は、その都度維持改修を行うこととする。

- ※ 事後保全とは、建築物の部分あるいは部品に不具合・故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕・交換し性能・機能を所定の状態に回復する保全の方法のこと。（「市有建築物の保全に係る基本的な考え方（平成25年5月策定）から」）

第2節 活動に即した車両の配備

第1 消防団に求められる活動の整理

1 消防団員の参集及び活動内容

(1) 通常災害時

ア 参集及び出場方法

(7) 災害情報通知システム（携帯電話によるメール）により災害を覚知する。

(1) 分団車庫等に3～5人参集した時点で車両により出場する。（自宅等直近の場合は、徒歩等により出場する場合もある。）

イ 活動内容

(7) 最先到着した場合の消火活動

(1) 消防署隊の活動支援（中継送水・残火処理・飛火警戒・再燃警戒等）

(7) 消防警戒区域の設定、避難誘導

(エ) その他

(2) 大規模災害時

ア 参集及び活動隊の編成

(7) 災害情報通知システム（携帯電話によるメール）又は自己により、地震や風水害等の発生（配備態勢発令）を覚知し、分団車庫等に参集する。

(1) 分団ごとに活動隊を編成する。（車両隊・徒歩隊・その他）

イ 活動内容

(7) 消火活動全般

(1) 救助・救急活動

- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 風水害時の水防活動・巡視警戒

2 消防団に求められる災害活動

従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、消防署隊の活動支援や補完、さらに、多数の人員を必要とする大規模災害時や武力攻撃発生時においては、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが求められている。

第2 消防団の災害対応を踏まえた配備車種等について

1 配備車種について

(1) 車両の比較検討

消防団車両の配備車種として、本市の主体となっている「消防ポンプ自動車」と他政令市等で配備されている「小型ポンプ積載車」を比較検討した。

(2) 消防ポンプの必要性及び性能について

ア 消防団の災害活動の主体となっている消火活動（支援を含む。）を考慮すると、消防ポンプの装備は必要不可欠となっている。

イ 消防ポンプの性能について、艤装されている「消防ポンプ自動車」と可搬式である「小型ポンプ積載車」それぞれの性能を理解する必要がある。

(ア) 消防ポンプ自動車：A－2級（毎分放水量2,000ℓ）同時4線放水可能

(イ) 小型ポンプ積載車：B－2級（毎分放水量1,320ℓ）同時2線放水可能

(3) 乗車定員について

ア 通常災害：分団車庫に参集する消防団員の他に、自宅等から直接出場する消防団員がいる。

イ 大規模災害：震災等の消防団の活動は、分団ごとに概ね4～5チームを編成し、車両隊はその一部となる。

ウ 乗車定員

(ア) 消防ポンプ自動車：10名

(イ) 小型ポンプ積載車：6名

(4) 災害活動を考慮した車両配備について

ア 消防ポンプ自動車について

(ア) 消防力整備計画に基づく常備消防隊が「6分30秒以内に放水開始ができない地区」については、分団が最先到着する可能性のある地区となる。

(イ) 最先到着した場合、分団が基幹車両（当該車両の放水口数を最大限活用）となることから、放水口数の確保が必要不可欠となる。（消防ポンプ自動車4口／小型ポンプ積載車2口）

イ 小型ポンプ積載車について

消防団の災害活動に即した車両配備を考慮した場合、現行の消防ポンプ自動車よりも、小型ポンプ積載車のほうが最小回転半径が小さい等、消防活動に合理的と考えられる場合がある。

2 震災対策関係資機材の配備について

震災時における消防団の活動は、車両等の機動力を活かした活動はもとより、徒歩隊等の地域に密着した地道な活動も重要な要素を占めていることから、これらの徒歩隊が十分に機能を果たせるよう必要な装備・資機材を配備する。

第3 今後の車両配備等の方向性等について

1 車両配備の方向性等について

配備車種は、消防ポンプ自動車に小型ポンプ積載車を加え、各地域分団の実情に応じて、車両更新前に該当分団と十分に調整を図りながら車両を配備していくものとする。

2 準中型自動車免許の取得に対する今後の対応等について

道路交通法の一部改正により、平成29年3月より免許の種類として準中型自動車免許が新設されたことから、消防ポンプ自動車を運行する場合は準中型自動車免許以上の運転免許が必要となった。

令和2年9月1日に実施した自動車運転免許証の種類及び機関員の認定状況調査結果によれば、各消防分団（広報指導分団を除く。）に所属する消防団員1,156人のうち、1,110人（96.0%）が準中型自動車免許以上の運転免許を取得していることから、現状において、直ちに準中型自動車免許の取得を措置する状況にはないが、将来的に機関員が不足することにより消防団活動に支障が生じることがないように、公費助成制度の導入について検討することとする。

3 装備・資機材の配備について

大規模災害発生時に消防団が十分に機能を果たせるように、必要な各種装備・資機材を配備する。

装備・資機材	配備目的等
発電機	車庫等の停電時及び避難所への貸出用として整備する。
照明器具	車庫等の停電時及び避難所への貸出用として整備する。
折りたたみ担架	被災者の救助活動を円滑に実施する。
救助資機材	現行の震災対策用資機材を増強配備する。
救急資器材	被災者（傷病者）の応急手当を実施する。
水災用資機材	風水害時の救助活動等を円滑に実施する。

第3節 教育訓練の充実強化

第1 教育訓練体系



第2 教育訓練実施について

1 教育訓練の実施等

- (1) 通常災害において消防団は、主に後方支援的な活動を実施しているが、大規模災害発生時には、常備消防のみの応急活動には限界があり、要員動員力や即時対応力を持つ消防団消防力が不可欠である。
- (2) 基礎的な技術の維持向上や定型化された訓練だけでなく、震災等を想定した実践的な訓練を実施していく必要がある（放水活動訓練・救助活動訓練・避難住民の誘導訓練・自主防災組織との連携訓練）。
- (3) 研修ごとに到達目標を明確に定め、効率的かつ効果的な修得を図らせるとともに、消防団員の参加意欲を高揚させる必要がある。
- (4) 中・長期的な視点に立ったステップアップ教養等、計画的に実施していく必要がある。
- (5) 消防局及び消防署と連携を図りながら進めていく必要がある。

2 教育訓練計画

消防団の教育訓練を効率的かつ効果的に推進するため、1年間に実施する内部機関研修及び外部機関研修について教育訓練計画を定める。

3 教育訓練指針

- (1) 消防団のさらなる活動能力の向上を図るため、教育訓練指針を策定する。
- (2) 教育訓練指針を受けて、総務部長は局研修、消防署長はブロック隊を担当する消防副団長と調整を図り、ブロック研修の実施計画を策定をする。

- (3) 指針と併せて個々の教育訓練についての実施概要を策定するものとし、当該実施概要には、到達目標等を明確に示すものとする。

第3 内部機関研修について

1 消防局研修

消防局研修として「基礎教育研修」及び従来から広報指導分団を対象に実施している「応急手当指導員講習」を実施する。

(1) 基礎教育研修

「消防学校の教育基準」消防庁告示第3号（平成15年11月19日）に定められた次の到達目標を基に実施する。

(2) 応急手当指導員講習

市民に対する応急手当の普及啓発活動を実施するため、広報指導分団等に対し、応急手当指導員講習を実施する。

2 消防署研修

消防署研修として「ブロック研修」を実施する。

(1) 安全管理に対する意識・知識の向上を図る。

(2) 署隊との連携強化を目的に、災害現場を想定した実践的な訓練を実施する。

(3) 地域防災の中核として期待される知識・技術の向上を図る。

3 自主研修

自主研修として「分団独自の研修」を実施する。

第4 外部機関研修について

1 消防学校研修

埼玉県消防学校等において実施する各種教育訓練に参加する。

2 公務災害防止研修

安全管理や健康管理、S-K-Y-T研修等に参加する。

3 資格取得研修

(1) 消防デジタル無線の運用に必要な陸上特殊無線技士の養成を実施する。

(2) その他消防団員として必要なスキルや資格取得などについて検討をするものとする。

第4節 地域との連携強化

第1 消防団に対する市民等の認識と理解の把握について

1 市民意識調査（令和3年度調査結果・対象1,000人）

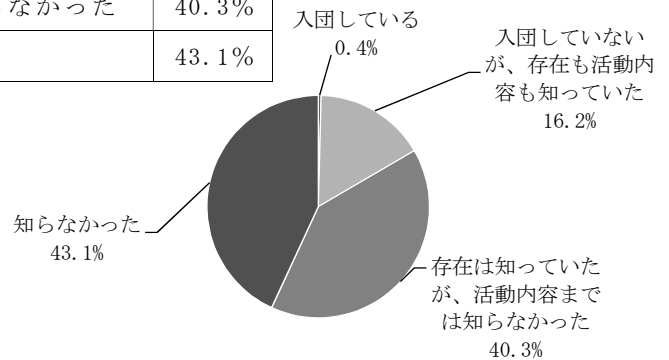
(1) 住んでいる地域の消防団の認知

さいたま市内には、すべての地域に消防団があります。

あなたは、あなたが住んでいる地域に消防団があることを知っていましたか。

以下の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

入団している	0.4%
入団していないが、存在も活動内容も知っていた	16.2%
存在は知っていたが、活動内容までは知らなかった	40.3%
知らなかった	43.1%



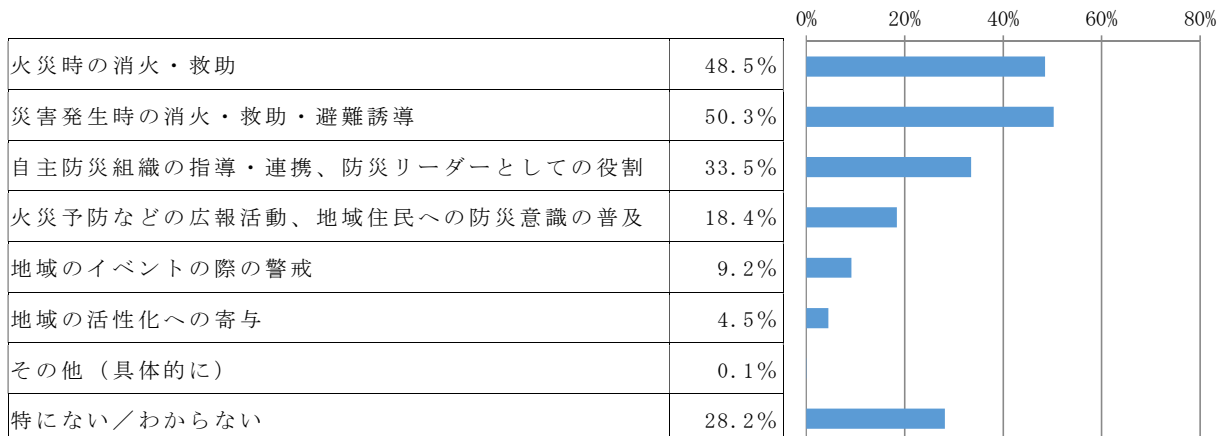
【結果】 住んでいる地域の消防団の認知率（「入団している」＋「入団していないが、存在も活動内容も知っていた」＋「存在は知っていたが、活動内容は知らなかった」の合計）は、全体の約57%と、認知率は過半数を超えた。

☆ 約4割が消防団の存在を知らないため、消防団の認知度を向上させるための更なる取組みの推進が必要。

(2) 消防団の活動へ期待すること（複数回答）

あなたは、消防団にどのような活動を期待しますか。

以下の中から、あなたが特に期待するものを3つまで選んでください。



【結果】 「災害発生時の消火・救助・避難誘導」(約50%)が最も高く、次いで「火災時の消火・救助」(約49%)、「自主防災組織の指導・連携、地域の防災リーダーとしての役割」(約34%)が続いた。

☆ 一般的に知られている「災害活動全般」が圧倒的に多いが「自主防災組織の指導・連携、地域の防災リーダーとしての役割」について約34%が、また、「火災予防などの広報活動、地域住民への防災意識の普及」については約18%が期待している。

2 地域との連携強化について

消防団に期待する役割として「地域の防災リーダーとしての役割」や「地域住民への防災意識の普及」が多数を占めている。

また、これらの役割を果たすために、消防団が地域のために何ができるのか対象等を含めて検討した結果、連携の対象として、自主防災組織、その母体となる自治会、自警消防団及び事業所(以下「自主防災組織等」という。)を最優先に考慮することとし、連携内容については、自主防災組織等に対する訓練指導及び合同訓練等とする。

第2 地域との連携強化を図るための現状での取組

1 消防団協力事業所表示制度

消防団及び事業所等との協力体制を強化するため、消防団協力事業所表示制度を推進する必要がある。

なお、令和3年4月1日現在で40事業所を認定している。

2 自治会等との連携訓練等

自治会及び自主防災組織との訓練等を実施しており、令和元年度は、132分団が実施している。

※ 平成28年8月から消防団と自主防災組織等の連携による地域防災訓練の実施を推進している。

第3 地域との連携強化を図るための方策(方向性)

1 消防団に期待する役割(地域の防災リーダー・地域住民への防災意識の普及)を踏まえて、訓練参加及び指導や催事警戒等を積極的に実施していく必要がある。

※ 訓練については、合同訓練等を積み重ねて精度を高めていき、将来的に指導ができる体制を構築していく。

また、訓練指導等を視野に入れた研修等について配慮していく。

※ 消防署が訓練指導する際に、条件が整えば消防団についても同行し、実績と

経験を積み重ねていくことも重要と思われる。

- 2 消防団は「公助」としての側面とともに、「共助」としての側面も有している。指揮統制に基づき活動する実働部隊であると同時に、常備消防、警察、自衛隊（公助）と自主防災組織（共助）や地域住民（自助）との間の「つなぎ役」、住民に対する「情報発信者」としての役割も担っている。

※ 消防団の活動上、地域との連携は必要不可欠となっている。

- 3 自治会等から消防団に、訓練等の実施を依頼してもらえらるような環境づくりが必要。

- 4 自治会等に消防団の存在を知ってもらう必要がある。

※ 消防団の認知度の向上

- 5 自治会長と消防分団長との顔の見える関係も必要。

- 6 行政として出来る環境づくりとして、「出前講座」等を率先して実施し、消防団の存在を認知してもらう必要がある。（実施に当たっては対象等を十分に考慮する。）ただし、出前講座は要請に基づき実施するもので、行政から押し付けることはできないため、一例として消防分団長から自治会長等に出前講座の存在をPRしてもらうことも必要である。

※ 消防団と地域が円滑に連携していくために必要な環境づくりを最大限配慮していく。

※ 各分団についても、自治会（地域）との顔の見える関係の構築に努めていく。

第4章 消防団員の確保

第1 計画の概要

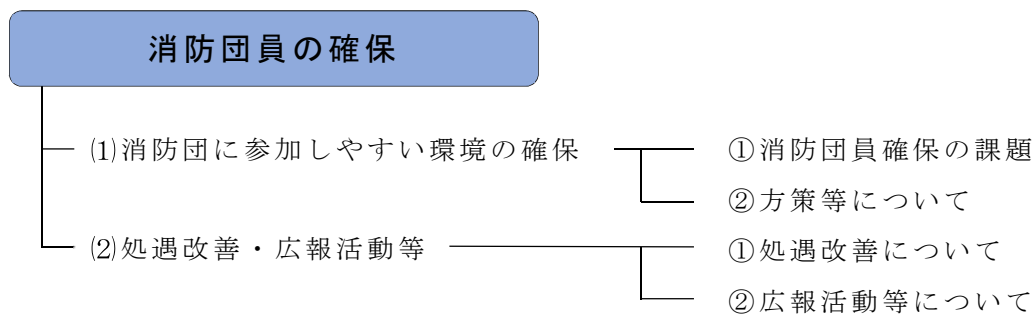
1 消防団に参加しやすい環境づくりに向けての仕組みの構築

消防団が抱えている最も基礎的な重要課題である消防団員の増員確保について、実際に活動しやすい環境を整備するための仕組みを構築していく。

2 広報対策及び処遇改善等

消防団の認知度等を高めていくための多角的な広報や、処遇の改善等についての仕組みを構築していく。

第2 計画の体系



第1節 消防団に参加しやすい環境の確保

第1 概要

消防団員減少の要因、要因ごとの課題及び課題解決に向けての方向性を整理した中で、個々の方策の制度化（可能性）を図っていく。

なお、個々の方策については、いずれも、消防団に参加しやすくするための間口等の整備や各種環境整備を図るためのものとなる。

第2 消防団員確保の課題

就業形態のいわゆるサラリーマン化や地域コミュニティの希薄化などの社会環境の変化が全国的にも消防団員が減少を続けている大きな要因となっている。

本市においても、これらの社会環境の変化による要因に加え、これまでの消防団員広報により入団者は一定数確保しているが、高齢化した消防団員の世代交代による退団者が、一時的に増加していることから、消防団員の増員が困難な状況になっている。

第3 方策等について

1 基本消防団員の入団促進

(1) 地域の基本的な分団の増強等

第2章第1節の「消防団消防力の強化」において検討した地域の基本的な分団の増強（65分団→68分団）に伴い、基本消防団員を増員確保していく必要性が生じている。

(2) 地域住民との調整等

第2章第1節の「消防団消防力の強化」において検討したとおり、地域住民の自主的な防災組織として自主防災組織や自警消防団等があり、特に、自警消防団については、増強していく分団と同一地域内に存在しており、各々の分団とも密接的な関わりを持っている。

自警消防団や自主防災組織の災害活動上のノウハウを消防団に活かしてもらうことは、基本消防団員の増員確保上有効な手段と考えられるので、地域住民と調整を図りながら要員の確保を積極的に進めていくものとする。

2 昼間消防団消防力の低下改善に向けた入団促進

(1) 昼間消防力の低下について

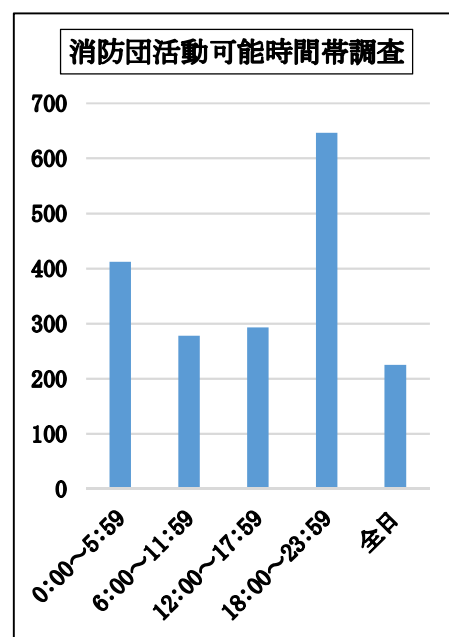
全消防団員に対して実施した「消防活動可能時間帯調査」において、時間帯別消防団活動可能人員を調査したところ、休日（土日）については、ほぼすべての時間帯で半数以上の消防団員の活動が見込めるものの、平日については

0:00～5:59	412人（48.4%）
6:00～11:59	278人（32.6%）
12:00～17:59	293人（34.4%）
18:00～23:59	646人（75.8%）

全日 225人（26.4%）であり、「全日」が約3割に止まっていることや、昼間の時間帯についても、全日とほぼ同様の割合となっていることから、昼間消防団消防力低下対応策の一環として女性消防団員の入団を積極的に推進してきた。

(2) 昼間消防力の低下に対する方向性

市内に在勤している者を対象として入団を推進していく必要がある。



3 女性消防団員の入団促進

(1) 女性消防団員の入退団の状況

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入 団	6	13	9
退 団	8	5	4
団員数	72	80	85

(2) 問題点及び課題等

女性消防団員数は増加傾向にあり、約 4 割の分団に女性消防団員が配置されている状況となっている。消防団活動が多様化する中、女性消防団員の活躍が期待されていることから、更なる女性消防団員の入団促進のための環境等の条件整備が必要不可欠となっている

(3) 対応の方向性

環境整備として次の 3 点を配慮していく。

- ① 施設整備
- ② 複数で入団してもらうための呼びかけ
- ③ 選択肢の拡大（必要に応じて機能別分団等の導入）

4 学生の入団促進

本市が学生の消防団員に対しその功績を認証し、就職活動を支援することで、若年層の入団促進を図ることを目的として導入している「学生消防団員活動認証制度」について、大学等に積極的に広報していく。また、事業所に対し本制度の主旨を周知していく。

5 休団制度

(1) 休団制度の概要

消防団員が長期出張、育児等で長期間にわたり活動に参加することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団が承認する制度。

この制度の採用により、消防団員が一定期間活動できない場合にも、退団することなく在団することができることとなった。

なお、制度の活用については、引き続き消防団員に周知していく。

(2) 休団制度の活用について

休団制度の活用について、引き続き消防団員に周知していく。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
休団開始	11	10	14

6 事業所との連携

(1) 事業所の理解を求める方策の推進

ア 消防団活動に関する事業所意向調査

事業所の消防団への協力を得るために、事業所の意向・立場の理解が必要となることから、事業所への意向調査等により課題を把握し、協力体制の構築を進めていく。

イ 事業所への消防団PR対策の推進

市内の事業所をターゲットとし、各種メディア等を通じて多角的なPR対策等を展開していく。

(2) 事業所と消防団の連携方策

ア 事業所の各自衛消防組織構成員の消防団への参加

各自衛消防組織の構成員は、消防に関する知識・技術を保有していることから、消防団に参加することにより、地域防災に効果が期待される。

イ 事業所に利点のある消防団活動

消防団では事業所に必要な知識・技術を修得、訓練等の指導も可能となる利点のあることを事業所に説明し協力を得ることが重要となる。

ウ 平素からの連携体制の確保

消防団員の活動参加を容易にするため、平素から事業所の要望への対応、消防団活動の紹介などを実施し、連携体制を確保していく。

エ 消防団協力事業所の拡大

消防団協力事業所表示制度について引き続き拡大していく。

7 機能別分団等の導入

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（基本消防団員）の確保が基本となっていることから、当面は、基本消防団員を増員確保していくための各種の取組みを積極的に推進していく必要がある。

将来的に増員確保が困難な場合における解決手段の一つとして、機能別分団等の具体的な導入に向けた協議を進めていくものとする。

8 新型コロナウイルス感染症等への対策

各分団車庫にマスク・消毒液・非接触型体温計等を配備した上で、検温、マスクの着用、車庫内における換気・手洗い等の励行、体調不良時は活動を自粛すること等を徹底するとともに、各ブロック・消防分団における会議・訓練等を分散して実施するなど、密とならない環境を構築し、消防団活動における新型コロナウイルス感染症等への感染を防止する。

第2節 処遇改善・広報活動等

第1 処遇改善について

1 報酬等の改善について

(1) 報酬等の現状

消防団員の報酬額は、市町村の条例で定めており、その目安となっているのが、財源補償制度として、国が地方公共団体に交付している地方交付税の算定の基礎としている額及び消防庁が定める非常勤消防団員の報酬等の基準の額となっている。

本市においても、当該算定基礎額等及び基準額を参考にしながら、消防団条例で職名ごとの年額報酬及び出動内容ごとの出動報酬額を定めている。

(2) 問題点及び課題

ア 多くの消防団員が生業、生活の一部を犠牲に活動しており、その対価としての意味とモチベーションの高揚を図るためにも、適正な報酬体系としていく必要がある。

イ 消防団活動に見合った報酬体系を構築していく必要がある。

(3) 今後の方向性

消防団員は「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い使命感のもとに活動しており、報酬等の額についてあからさまに不満を述べることはあまりないが、消防団員の確保対策の観点からも今後継続して検討していく必要がある。

第2 広報活動等について

1 広報等の必要性

(1) 令和3年に実施した「市民意識調査」の結果では、消防団の「存在を知らない」との回答が約43%あり、依然として消防団の認知度が低いことが伺える。

(2) 消防団員の確保にあたり、市民との関係づくりが重要な要素となってくるが、そのステップは、①「認知（知ってもらう）」②「関心（興味を持ってもらう）」③「関与（行動してもらう）」であるため、消防団の重要性についての市民の認識を高めてもらうことを始めとして、SNSの活用を含めた様々な方法による幅広いPRを積極的に展開していく。

2 基本的なスタンス

(1) 消防団PR動画の活用等により消防団及びその活動内容の認知度を向上させることを目的とした広報活動を積極的に展開していく。（特に分団増強が必要な地域について積極的にアプローチしていく。）

- (2) 出来ることから積極的に取り組んでいく。
- (3) ありとあらゆる行政広報の機会を積極的に活用していく。

3 入団等について

1分団当たりの必要人員については、第2章、第1節、第2「1分団当たりの必要人員等」で20人としており、当該20人を目標に各分団均一的に確保していく必要があるが、消防団員確保の現状を踏まえると、当分の間は、分団ごとの人員に不均衡が生じて入団希望者が地域の分団に入団できる仕組みとし、地域に密着した消防団員の確保と全体的な充足率の早期向上を目指す。

第5章 推進計画

各種策定項目ごとに目安となる実施スケジュールを定め、計画的に推進していくものとする。

資料

●改定について

平成25年3月に策定した本計画は、上記第4計画の見直し等に記載のとおり、5年ごとに当該データを検証し、必要に応じて修正等を行うこととしている。

今般、北区における分団増強配置区域の変更、広報指導分団の活動促進、準中型自動車免許の取得に対する今後の対応等に関する計画の見直しの必要が生じたことから、令和3年5月にさいたま市消防団充実強化計画見直し検討委員会を設置し、見直し内容等について検討したものである。

なお、修正等を行った主な内容は次のとおり。

1 第1章 総則

第2 充実強化に向けての方向性

総合振興計画（2030 さいたま輝く未来と希望のまちプラン）実施計画事業においても「消防団の充実強化」を掲げていることから、地域防災の中核として将来にわたり欠くことのできない消防団の充実強化に引き続き取り組んでいくこととした。

2 第2章第1節 消防団消防力の強化

第1 分団配置の均衡化について

(1) 消防団消防力不足地域及び過大地域の抽出について

ア 北区の増強分団を3分団から2分団とした。

イ 消防団員の確保の状況により、将来的に消防分団の一体的運用による組織の効率化について検討することとした。

(2) 増強分団配置区域の調整について

ア 北区の増強分団数の変更に伴い、地区自治会連合会単位で分団車庫を設置することを基本とし、宮原分団の受持区域は面積・人口を考慮し分割することとした。

イ 見沼区の増強が完了したことから記述を削除した。

3 第2章第2節 地域に密着した組織体制整備

(1) 第1 団本部機能の強化

大規模災害時に設置するブロック隊本部の運営能力の向上を図るため、各ブロック隊に消防職団員OBによるブロック隊本部員を配置することとした。

(2) 第2 広報指導分団の活動促進

従来の活動に消防団員の確保に関する広報活動、参集するブロックの研修・訓練等への参加など、現在の広報活動に関する任務を拡充するとともに、大規模災害への対応力を強化するため、各ブロック隊との積極的な連携を図ることとし

た。

4 第3章第1節 活動に即した施設の整備

第3 整備計画について

- (1) 増強分団施設について、計画が遅れていることから見直しを行い修正した。
- (2) 既存分団施設について、現在の状況にあわせ修正した。

5 第3章第3節 今後の車両配備等の方向性等について

2 準中型自動車免許の取得に対する今後の対応等について

平成29年3月の道路交通法の改正により、消防ポンプ自動車を運行する場合は準中型自動車免許以上の運転免許が必要となったことから、将来的に機関員が不足することにより消防団活動に支障が生じることがないように、公費助成制度の導入について検討することとした。

6 第4章第1節 消防団に参加しやすい環境の確保

8 新型コロナウイルス感染症等への対応

各分団車庫にマスク・消毒液・非接触型体温計等を配備した上で、感染防止対策を徹底するとともに、密とならない環境を構築し、消防団活動における新型コロナウイルス感染症等への感染を防止することとした。

7 その他

統計数値・配備資機材等の時点修正、最新の調査結果の更新を行った。